

健診後受診補助金制度のご案内

システナ健康保険組合

ご自身の健康を守るために医療機関を受診しましょう！

2025 年 4 月から、システナ健康保険組合では、被保険者及び被扶養者が健診後に再検査や治療が必要と判定された場合に、受診費用の一部を補助する制度を開始します。（2025 年 1 月から 3 月までに健康診断を受けた方も、以下の要件を満たせば補助対象となります。申請受付は 4 月 1 日からとなります。）



目的

この制度は、健康診断の結果再検査や治療が必要とされた場合に、医療機関を積極的に受診してもらうことを目的としています。早期発見・早期治療によって、被保険者および被扶養者の健康管理や疾病予防に繋がります。

対象となる健康診断

事業所、組合、自治体が行う健康診断が対象です。

対象疾病

- 生活習慣病（血压、血糖、脂質、肝機能、腎機能）
- がん（肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、前立腺がん）

補助金を受けるための要件

- 再検査受診時または治療開始時に被保険者または被扶養者であること
- 健康診断の結果、上記対象疾病について「要再検査」、「要精密検査」または「要医療」と判定されたこと。
※「要経過観察」の場合は対象となりません。
- 健康診断時に対象疾病について治療を開始していないこと（治療が 1 年以上中断していた場合も申請可能です）
- 健康診断受診日から 3 ヶ月以内に医療機関を受診すること

補助金支給額

- 対象疾病に関わる受診費用または 5,000 円のうち、いずれか低い額を支給します。
- 補助金は、健診後の医療機関受診について 1 回（その受診で対象疾病に関わるお薬

が処方された場合はお薬代も含めて1回とします)に限り適用します。

支給申請手続

下記4点を直接システナ健康保険組合までお送りください。

- [健診後受診補助金支給申請書](#) (別紙)
(被扶養者の健診後受診についても、被保険者から請求してください。)
- 初回検査結果の写し (再検査または治療開始を要するとの判定が分かる部分)
- 支払領収証の原本
- 診療明細書 (及び調剤明細書) の原本

健康診断後のフォローアップをしっかり行い、健康管理を徹底しましょう。

早期発見、早期治療で健康な毎日を過ごしましょう！



内容についてご不明な点がございましたら、システナ健康保険組合 (03-5530-3671, info@systemakenpo.jp)までお気軽にお問い合わせください。